

## 宇部市・山陽小野田市水道事業広域化検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 宇部市及び山陽小野田市（以下「2市」という。）の水道事業の広域化に関する基本計画について検討するとともに、2市の水道事業広域化を推進するため、宇部市・山陽小野田市水道事業広域化検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

### (設置団体)

第2条 検討委員会は、2市がこれを設置する。

### (所掌事項)

第3条 検討委員会は、次の各号に掲げる事項について検討する。

- (1) 水道事業広域化に関する基本的事項
- (2) 水道事業広域化に伴う課題に関する事項
- (3) 専門部会に関する事項
- (4) その他水道事業広域化に関し必要な事項

### (組織)

第4条 検討委員会は、別表1に掲げる委員をもって構成する。

- 2 検討委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 4 委員長は、会務を掌理し、検討委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 検討委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 3 会議は、構成者の2分の1以上の出席により成立する。
- 4 委員長は、必要に応じて、会議に委員以外の2市の職員を出席させ、説明を求めることができる。
- 5 委員長は、必要に応じて、2市の職員以外の者の出席を要請し、助言を求めることができる。

### (幹事会)

第6条 会議に提案する事項について協議し、又は調整するため、委員会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2に掲げる委員をもって構成する。

- 3 幹事会に主任幹事及び副主任幹事を置く。
- 4 主任幹事及び副主任幹事は、委員長が指名する。
- 5 幹事会の会議は、主任幹事が招集し、議長となり、議事を整理する。
- 6 別表2に掲げる委員に欠員等ある時は、委員長又は副委員長が別の職員を指名することができる。
- 7 主任幹事は、会議録を作成するため、委員を指名し、その職務を行わせるものとする。

(専門部会)

第7条 第3条に定める検討委員会の所掌する事務を専門的に協議し、又は調整するため、当該検討委員会に専門部会を置く。

- 2 専門部会の組織、運営その他必要な事項は、細則でこれを定める。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、委員の互選により定める。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

附 則 (第一次改正)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (第二次改正)

この要綱は、平成30年8月6日から施行する。

附 則 (第三次改正)

この要綱は、平成30年11月26日から施行する。

別表 1 (第 4 条関係)

宇部市・山陽小野田市水道事業広域化検討委員会の委員

宇部市	山陽小野田市
上下水道事業管理者	水道事業管理者
副局長	次長
次長	水道技術管理者
水道技術管理者	総務課長
総務企画課長	業務課長
営業課長	工務課長
給排水課長	浄水課長
上水道整備課長	
浄水課長	

別表 2 (第 6 条関係)

宇部市・山陽小野田市水道事業広域化検討委員会幹事会の委員

宇部市	山陽小野田市
水道技術管理者	水道技術管理者
総務企画課長	総務課長
営業課長	業務課長
給排水課長	工務課長
上水道整備課長	浄水課長
浄水課長	